

企業年金ニュース 第48号

平成19年9月

平成23年度をもって廃止される **適格年金制度** に加入中のみなさん！

制度廃止にむけて、対応に苦慮しているという声のいろいろと聞こえてきます。

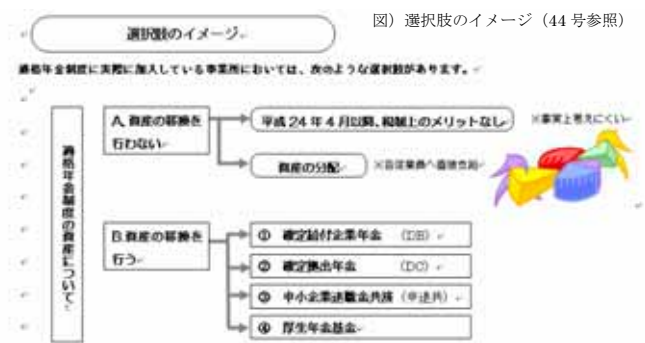
そこで企業年金ニュースでは19年3月号から数回にわけて、適格年金に関する特集を行っておりますので、今後のご対応の参考にしてください。

適格年金の資産移換が可能な制度

適格年金の廃止に伴い、適格年金を利用している企業は、2012年（平成24年）3月末までに、新しい制度に移行することが求められています。期間内に適格年金の資産を①確定給付企業年金、②確定拠出年金、③中小企業退職金共済、④厚生年金基金の4つに移行する場合には、適格年金の資産への課税はありません。

45号から、実質選択肢になるであろう①～③の3つの制度に絞って順番にご説明していますので参照してください。

（各制度の概要①確定給付企業年金（DB）…45号、②確定拠出年金（DC）…46号、③中小企業退職金共済（中退共）…47号）



今月号は、③の中小企業退職金共済(中退共)に適格年金の資産を移行する場合についてご紹介します。また、確定給付企業年金(DB)、②確定拠出年金(DC)は次号以降にご紹介します。

『③中小企業退職金共済（中退共）』に移行する場合

A. 適格年金の資産を移行する場合の条件（両方ともに該当していること）

- 条件1. 中退共の加入条件（企業の規模等）にあてはまっていること
- 条件2. 現在中退共を実施していないこと

現在中退共を実施している場合

適格年金を解約、もしくは他制度への移行を検討する

一度中退共を解約して、その後改めて適年を移行するために中退共を再度新規に導入する

⇒ **あまり現実的ではありません**

- ・ 解約時に勤続1年未満の従業員には解約手当（返戻）金は支給されず、勤続2年未満の従業員に対しては、掛金相当額を下回る額となる。
- ・ 従業員の一時所得となり、受取額によっては課税されることもあります。

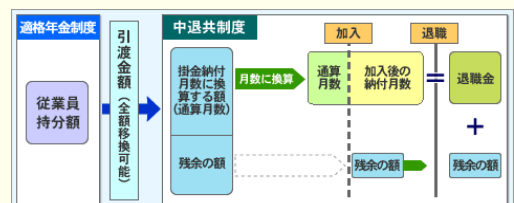
適格年金の資産を移行する場合のイメージ

加入申込時の掛金月額により、掛金納付月数に換算します。ただし、適格年金加入者期間月数を超すことはできません。

掛金納付月数の通算月数を120月以内とする制限が撤廃され、平成17年4月1日から全額移換が可能です。

「掛金納付月数の通算に係る額」は「引渡金額の範囲内で最高の額」とし、その額に応じた月数が通算されます。

通算月数に充当出来ない資産については「残余の額」として移換し、政令で定める利率(現行1%)を付して、退職金額に加えます。



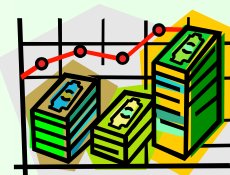
B. 適格年金の資産を移行する上での留意点

- 新規加入助成（事業主に対して、加入後4ヶ月目から1年間国が掛金の一部を助成）は、適年からの移行のために中退共を始めた場合には対象外となります。
- 原則として、懲戒解雇による退職金の支給制限はありません。（ただし、退職金を減額したい場合は、「退職金共済手帳」に綴られている「被共済者退職届」に懲戒解雇のため退職金を減額したい旨を記入し手続き後、『厚生労働大臣の認可が受けられた場合』に限り、支給を減額させることができます。なお、事業主が減額したいとする額が従業員にとって過酷と認められるときは、中退共はその額を変更することができます。（減額された退職金部分のお金は企業には戻りません。）
- 『変動金利』の制度ですので、加入した当時の金利が保証されているわけではありません。

今月のことば ～『中退共の運用』～

中退共の運用の仕組みを簡単にいうと、企業は従業員ごとに決めた掛金を拠出し、中退共が預かります。中退共は預かったお金を運用して、従業員が退職したときには、元金に決められた利息を付けて支払います。運用の利回りは、事前に『予定運用利回り』として公表されており、その公表されている金利分は中退共が破綻しない限り保証されます（現在の利回りは1%）。

ただし、「変動金利」ですので、途中で利回りが変更される可能性があります。最初の金利が最後まで適用されるとは限りません。運用利回りが低下すると、もらえる金額が当初の予定よりも大幅に少なくなる可能性があります。また、逆に運用利回りが高くなれば、当初予定していた金額よりも多くもらえる可能性があります。



中退共では1%よりも良い利回りで運用できた場合には、原則として付加退職金が長期加入者の受け取り金額に上乗せされるようになっていきます。予定利回りより中退共がうまく運用できれば、その分従業員に還元されるという、従業員にとってよいルールです。

ただし、現在はまだ過去の積立不足が解消されていませんので、運用が1%を上回った部分の一部を過去の積立不足の解消に回しています（平成18年度末の実際の利回りは2.81%）。（※）

※中退共は、平成15年9月まで国が直接運営していましたが、平成15年10月に独立行政法人「勤労者退職金共済機構」が中退共の制度を全て引継ぎました。

その際、会計基準を民間企業と同じように簿価から時価に変更したことにより約3,230億円の積立不足（累積欠損金）が浮き彫りとなりました。その後運用環境の改善もあり累積欠損金額は減ったものの、平成16年度末では約2,200億円、平成17年度末では、約850億円、平成18年度末では約141億円となっています。この積立不足を解消するため、平成17年度より「累積欠損金解消計画」に基づく財政再建を行っており、今の予定運用利回りを維持しながら積立不足を解消することとしています。



しかしながら、多額の運用収益が確保できた場合でも、収益の一部を原資として付加退職金の給付を行うこと（平成16年、17、18年は付加退職金を支給。平成19年度は支給されないことになっています。）や、新規加入企業の促進を積極的に行って新たな資金を流入させることで運用収入の拡大を期待させることなどの内容が一部に盛り込まれており、「新規加入者が既存加入者の積立不足解消の手伝いをするようになるのでは？」と、今回の計画案を疑問視する声もあります。

退職金の積立制度についてお困りの際は、お気軽にご相談ください！！

先日京都へ出かけ、貴船で川床料理をいただきました。川床に腰をおろすと、涼しくてまさに天然のクーラーでした（市内は30度を超えていましたが、涼しすぎて上着を羽織ったほどです）。



瀬音に耳を傾けながら本当に心癒される時間をすごしてきました。ふっと隣をみると赤とんぼが2匹、ずいぶん長い間、仲良く戯れていました。暑い日が続いています、身近な場所で秋の訪れを感じる日も近そうです。（里）

※同じように川の上に床をだしているのですが、貴船では、『川床（かわどこ）』と言い、鴨川下流では『納涼床（のりょうゆか）』と呼ばれているようです。



アイ企業年金基金

〒453-0804 名古屋市中村区黄金通1-18
愛鉄連厚生年金基金会館7階
TEL・FAX: 052-481-5608
E-mail: aikikin@mediacat.ne.jp
窓口開設時間: 平日(祝日を除く)9時~17時

※企業年金ニュースのバックナンバーは愛鉄連厚生年金基金のホームページに掲載されています。

【愛鉄連厚生年金基金のホームページアドレス <http://www.aitetsurenkikin.or.jp>】